

公 告

支担当第42号
令和8年5月28日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26K2E05001	統合運用に係る分析モデルの改修	仕様書のとおり	1式	統合幕僚監部	令和10年2月29日

- 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 入札日時 令和8年6月30日(火) 10:00
- 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 保証金 入札保証金 免 除
契約保証金 免 除
- 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 契約書の作成 作成する。
- 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
インセンティブ制度に関する特約条項 (該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、令和8年6月29日(月) 17:00 を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和8年6月22日(月) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)
令和8年6月11日(木) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: ijyamato@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としない場合がある。
(8) 入札説明会は実施しない。
(9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部 ihattori@ext.is.mod.go.jp

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについては、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

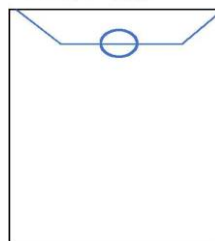
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

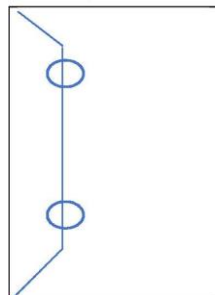
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 2回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1回目

統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 6 - 0 5 0 0 2
統合運用に係る分析モデルの作成	作成年月日	令和8年5月27日
	改正年月日	
	作成担当課室等	統合幕僚監部 防衛計画部計画課分析室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、統合幕僚監部で使用する統合運用に係る分析モデルの作成役務（以下、「本役務」という。）について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後に改訂等があった場合は、その適用について別途協議する。また、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合には、この仕様書が優先する。

a) 仕様書

D S P Z 9 0 0 8 B 品質管理等共通仕様書

b) 法令等

- 1) I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第4957号。（令和3年3月31日））
- 2) 著作権法（昭和四五・五・六 法律第四十八号）

1.3 附属書

附属書A 「統合運用に係る分析モデルの作成」細部要求

2 役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、附属書Aに示す細部要求事項に基づき、スタンド・オフ防衛モデルを作成するものである。

2.2 作業従事者

- a) 契約相手方は、契約締結後速やかに作業従事者名簿を付紙（基準）の様式で作成し、調達要求元の承認を得ること。なお、履行期間中に作業従事者名簿に変更が生じた場合は、遅滞なく新たに名簿を作成し、調達要求元の承認を得ること。
- b) 作業従事者は、可能な限り契約相手方の正社員とする。第三者を従事させる場合は、やむを得ない場合に限るとし、あらかじめ調達要求元の承認を得ること。
- c) 作業従事者名簿に記載されていない者を作業に当たさせないこと。

2.3 実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに本役務の実施計画書（様式任意）を作成し、調達

要求元の承認を得ること。

2.4 役務内容

2.4.1 要件定義

契約相手方は、附属書 A に示す要求事項に基づき、ヒアリング等を通じて要件を具体化し、結果について調達要求元に承認を得ること。

2.4.2 設計

- a) 契約相手方は、要件定義の結果をもとに、基本設計及び詳細設計を実施すること。
- b) 契約相手方は、プログラム設計書を作成し、調達要求元の承認を得ること。プログラム設計書に記載する項目の基準は次による。

1) 要件定義

1.1) 機能要件

1.2) 非機能要件

1.3) 外部インタフェース

1.4) データ

2) 基本設計

2.1) 画面・インタフェース

2.2) 出力

2.3) データベース概要

3) 詳細設計

3.1) モジュール構成

3.2) エラー処理

3.3) データベース詳細

3.4) ログ・設定ファイル仕様

2.4.3 製造

契約相手方は、調達要求元の承認を得たプログラム設計書に基づきプログラムを製造すること。

2.5 サプライチェーン・リスクへの対応

2.5.1 機能・性能

納入されるプログラムは、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下、「障害等リスク」という。）が潜在すると契約相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下、「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他調達要求元の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.5.2 品質管理

納入されるプログラムは、障害等リスクが潜在すると契約相手方が知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他調達要求元の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で作成されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

3 品質保証

3.1 試験

- a) 契約相手方は、製造したプログラムがプログラム設計書で定めた設計仕様のとおり
に動作すること及び附属書 A に示す要求を満足していることを確認するために、プ
ログラム確認試験（以下、「本試験」という。）を実施する。
- b) 契約相手方は、本試験開始 1 ヶ月前までに、プログラム確認試験手順書を作成し、
調達要求元の承認を得ること。プログラム確認試験手順書に記載する項目の基準は
次による。
 - 1) 試験計画
 - 1.1) 試験目的
 - 1.2) 試験範囲
 - 1.3) 試験体制
 - 1.4) スケジュール
 - 2) テストケース
 - 2.1) ケース一覧
 - 2.2) 試験手順
 - 2.3) 期待結果
 - 2.4) 判定基準
 - 2.5) 要件・設計との対応
- c) 契約相手方は、b) の承認を得たプログラム確認試験手順書に従い本試験を実施し、
本試験終了後速やかに、プログラム確認試験報告書を作成し、調達要求元の承認を
得ること。プログラム確認試験報告書に記載する内容の基準は次による。
 - 1) 実施結果
 - 2) 不具合一覧
 - 3) 不具合対応
 - 3.1) 原因分析
 - 3.2) 修正内容
 - 3.3) 再試験結果
- d) 本試験は、プログラム製造担当とは独立した品質管理担当によって計画及び実施す
ること。

3.2 監督・検査

支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 出荷条件

包装は、一般商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2—提出書類

番号	名 称	媒体	部数	提出時期	提出先
1	作業従事者名簿	電子データ	1 部	契約締結後速やかに	調達 要求元
2	実施計画書		1 部		
3	プログラム確認試験手順書		1 部	本試験開始 1 ヶ月前までに	
4	プログラム確認試験報告書		1 部	本試験終了後速やかに	
5	納品書		1 部	納入時	

5.2 納入品

納入品及び納入場所は、表 3 による。

なお、納入品の納入媒体の中に、表 2 にある全ての提出書類の電子データも収めるものとする。

表 3—納入品

番号	名 称	媒 体	数 量	納入場所
1	プログラム設計書	電子データ (CD又はDVD)	1 式	調達要求元
2	操作手順書			
3	ソースプログラム			
4	オブジェクトプログラム			
5	ランタイムインストーラー			

5.3 情報保全

契約相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報を、適切に管理するものとする。

5.4 官側の支援

契約相手方は、本契約の実施にあたり、次の各号について官側の支援を必要とする場合は、官側と調整の上、無償で支援を受けることができる。

- a) 現地作業が必要な際の作業場所、作業環境（ハードウェア等）及び電力の提供
- b) その他、官側が必要と認めた事項

5.5 産業財産権

本役務において、産業財産権の使用にあたって生起する諸問題は、全て契約相手方の責任において処理するものとする。

5.6 著作権

本役務作業における著作権及び著作者人格権の取り扱いについては、次の各号によるほか、著作権法による。

- a) 本契約で新たに契約相手方が作成したプログラム等の著作権等については、官側に帰属するものとするが、契約相手方が従来から有していた著作物の著作権は、契約相手方に留保される。ただし、本契約で作成したプログラム又は本契約で作成したプログラムを継承するプログラムに限って、官側は契約相手方同意の下、契約相手方が有する著作権に係る当該著作物を、官側の指定する第三者に官側との契約の下で利用させることができ、契約相手方は、同意を拒まないものとする。また、契約相手方は、官側又は官側の指定する第三者に対して、これら当該著作物利用の許諾を無償で行うものとする。
- b) 契約相手方は、本契約によるプログラムの設計及び文書の作成に際して、第三者が有する著作権、著作者人格権、特許権等（営業秘密、ノウハウ等を含む。以下、「著作権等」という。）を侵害しないことを確認するものとする。
- c) 契約相手方は、本契約の下で作成した著作物の著作者人格権を官側及び官側が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- d) 官側又は官側の指定する第三者により利用された著作物について、契約相手方はいかなる責任も負わないものとする。
- e) 官側及び契約相手方は、著作権法上の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

5.7 疑義事項

契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合、調達要求元と協議するものとする。

作業従事者名簿

令和 年 月 日

住所

会社名

品名：統合運用に係る分析モデルの改修

番号	事業者名	資本関係 *1	所属・役 職*2	氏名	経験年数	作業実 施場所	作業内 容・範囲

*1 契約相手方との間の資本関係

*2 契約相手方なのか下請け業者なのかが区別できるように記載

附属書 A

(規定)

「統合運用に係る分析モデルの作成」細部要求

A.1 総則

この附属書 A は、J S O-26-05002 統合幕僚監部仕様書「統合運用に係る分析モデルの作成」の細部要求事項を示すものである。

A.1.2 用語の定義

この附属書 A で使用する用語を表 1 の通り定義する。

表 1 用語の定義

用語	定義
スタンド・オフ防衛能力	我が国に侵攻する艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処する能力のことをいう。
スタンド・オフ防衛作戦	スタンド・オフ防衛能力を行使して艦艇や上陸部隊等に対処する作戦のことをいう。
アセット	作戦に投入される装備品等の資産のことをいい、本稿ではスタンド・オフ・ミサイル部隊、I S R T 航空機、偵察衛星、測位衛星、対レーダー装備、固定目標、移動目標、防空レーダー及び S A M システムのことをいう。
スタンド・オフ・ミサイル部隊	スタンド・オフ・ミサイル、地上発射機、艦艇、戦闘機等から構成される、兵器システムのことをいう。
I S R T 航空機	情報収集 (Intelligence, Surveillance, Reconnaissance, Targeting) に使用する有人/無人航空機のことをいう。
対レーダー装備	電子戦等の手段により、レーダーの機能を停止又は性能を低下させる機能を有する装備品のことをいう。
防空レーダー	ミサイル、航空機等を早期に探知するために用いる地上レーダーサイト、移動式レーダー装置又は又は早期警戒 (管制) 機のことをいう。
S A M	Surface to Air Missile 地/艦対空ミサイルのことをいう。
S A M システム	S A M 本体、レーダー装置、射撃管制装置、ランチャー等から構成される、対空ミサイルシステムのことをいう。
自己防護手段	スタンド・オフ・ミサイルによる被害を低減するための、攻撃目標自らが保有するデコイ等の手段のことをいう。
固定目標	スタンド・オフ・ミサイルの攻撃目標となりうる候補のうち、移動能力を持たない固定施設等のことをいう。

移動目標	スタンド・オフ・ミサイルの攻撃目標となりうる候補のうち、移動能力を持つ車両、艦艇等のことをいう。
CEP	Circular Error Probable 平均誤差半径のことをいう。
LA	Lethal Area 致命域のことをいう。
RCS	Radar Cross Section レーダー反射断面積のことをいう。
SSKP	Single Shot Kill Probability 単発撃破確率のことをいう。
使用可能弾数	分析実行の際にスタンド・オフ・ミサイル部隊が使用できるスタンド・オフ・ミサイルの弾数のことをいう。
指向弾数基準	攻撃目標の種類等に応じて設定する、攻撃目標に指向する必要があるスタンド・オフ・ミサイルの弾数のことをいう。
被害範囲	スタンド・オフ・ミサイルの着弾によって被害を受ける可能性がある地理的な範囲のことをいう。
評価ケース	基準とするシナリオに対し、ある入力項目を変化させたもののことをいう。
作戦フロー	スタンド・オフ防衛作戦の一連の流れを、各種アセットの行動（タスク）のつながりで表現したもののことをいう。
タスク別分析	スタンド・オフ防衛作戦を構成する、ある行動（タスク）に着目して、その探知率や撃破率等を算出することをいう。
総合分析	作戦フローに沿って、前の行動（タスク）の分析結果を反映しながらタスク別分析を連続で実行し、作戦全体の撃破率等を算出することをいう。

A.2 本役務の要求事項

本役務は、スタンド・オフ防衛能力による対地・対艦攻撃の分析を行うモデル（以下、「スタンド・オフ防衛モデル」という。）を作成するものである。

A.2.1 スタンド・オフ防衛モデルの概念図

本役務で作成するスタンド・オフ防衛モデルにおいて模擬する作戦等の概念図は図1の通りである。

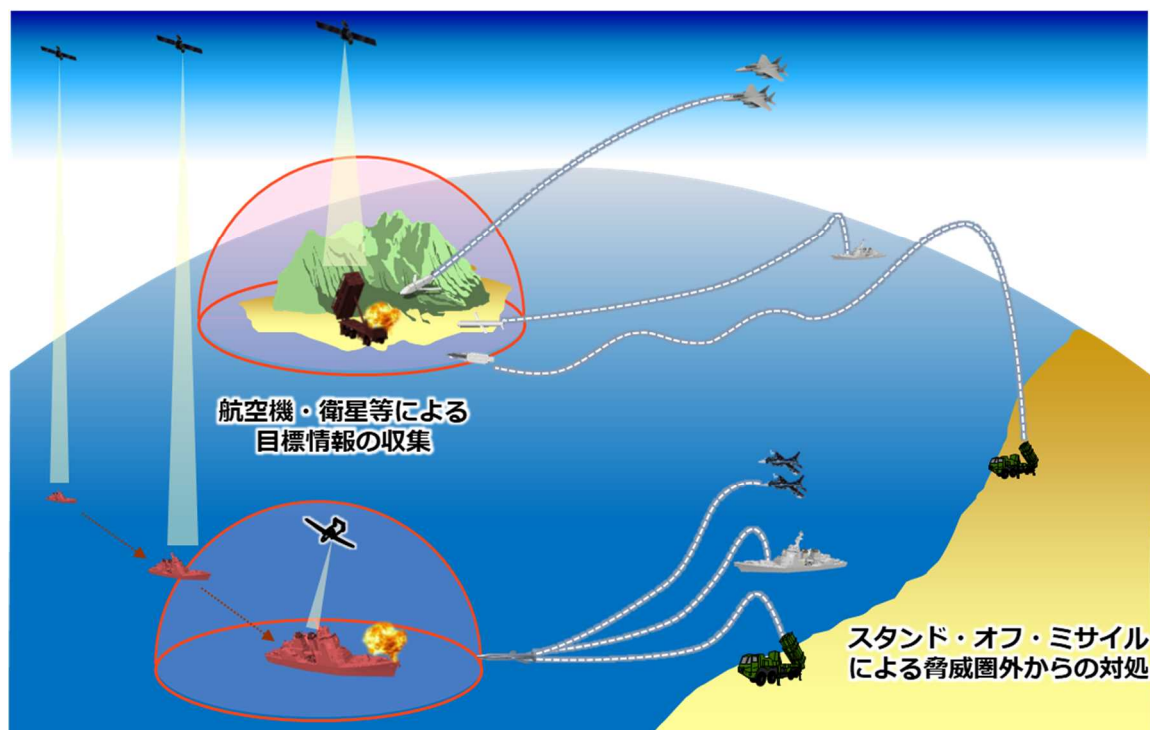


図 1 スタンド・オフ防衛モデルの概念図

A.2.2 構成

機能等の構成は、表2による。

表2 スタンド・オフ防衛モデルの機能構成

	機能名
ア	諸元管理機能
イ	シナリオ管理機能
ウ	タスク分析機能
エ	総合分析機能
オ	評価支援機能

A.3 各機能に対する要求の細部

A.3.1 諸元管理機能

- a) 諸元管理機能は、表3の項目を基準とする装備の性能等に関するデータファイルを編集できること。

表3 諸元管理機能入力項目（基準）

大区分	小区分	データ項目
攻撃側装備	スタンド・オフ・ミサイル	スタンド・オフ・ミサイル種別，速度，飛翔パターン，射程距離，RCS，誘導方式，CEP，LA，命中率
	I S R T 航空機	速度，航続距離，探知幅
	偵察衛星	探知幅
	対レーダー装備（電子戦等）	レーダー探知距離の縮減性能，レーダー封止性能
防御側装備	防空レーダー	レーダー種別，基準RCS，基準探知距離，探知高度
	SAMシステム	対処距離，発射間隔，飛翔速度，SSKP，リアクションタイム，射程，射高，撃破判定時間
	自己防護手段（デコイ等）	防護機会数，防護率

- b) 数値等の入力に際し，項目の意味，入力可能な数値の範囲等を確認できること。

A.3.2 シナリオ管理機能

- a) シナリオ管理機能は，表4の項目を基準とする部隊の編成・運用等に関するデータファイルを編集できること。

表4 シナリオ管理機能入力項目（基準）

大区分	小区分	データ項目
攻撃側投入戦力	スタンド・オフ・ミサイル部隊	スタンド・オフ・ミサイル種別, 保有弾数
	I S R T 航空機	装備種別, 機数
	偵察衛星	装備種別, 機数
	測位衛星	機数
	対レーダー装備 (電子戦等)	装備種別, アセット数
防御側投入戦力	固定目標	目標数, S A Mシステム, 自己防護手段
	移動目標	目標数, S A Mシステム, 自己防護手段
	防空レーダー	装備種別, 機数
	S A Mシステム	装備種別, 機数, 保有弾数
攻撃側部隊運用	スタンド・オフ・ミサイル部隊	位置, 使用可能弾数
	I S R T 航空機	偵察・哨戒経路, 速度, 高度
	偵察衛星	軌道要素, 軌道内配置
	測位衛星	軌道要素, 軌道内配置
	戦力配分ルール	波数, 目標の優先順位, 指向弾数基準
	効果判定ルール	目標撃破率
防御側部隊運用	固定目標	位置
	移動目標	初期位置, 移動範囲, 速度
	防空レーダー	位置, 高度
	S A Mシステム	位置, 高度, 使用可能弾数

- b) 数値等の入力に際し, 項目の意味, 入力可能な数値の範囲等を確認できること。
- c) 装備の性能等に関するデータファイルを参照して, 投入戦力に関する情報を編集できること。
- d) 部隊配置等の地理的要因に関する事項について, 地図上での直感的な操作による入力及び編集は, 要求しない。

A.3.3 タスク分析機能

- a) 装備の性能等に係るデータファイル及び部隊の編成・運用等に係るデータファイルを参照し, 表5を基準とする行動(タスク)をそれぞれ独立して分析できること。この際, 異なる行動(タスク)の分析を同時・並列的に実施できること。

表5 タスク分析機能が模擬する行動（タスク）

	行動（タスク）名
ア	航空偵察
イ	航空追尾
ウ	衛星偵察
エ	戦力配分
オ	測位情報提供
カ	レーダー妨害
キ	スタンド・オフ・ミサイル攻撃
ク	効果判定

- b) 行動（タスク）ごとに、関係するアセット等を模擬し、行動ログ、交戦結果等を保存できること。模擬する内容及び出力の基準は、次による。
- 1) 航空偵察
 - 1.1) 移動目標の機動を模擬すること。
 - 1.2) 航空機を用いた偵察による目標候補の探知を模擬すること。
 - 1.3) 目標の探知率等を出力すること。
 - 1.4) アセットの行動等の内部処理に関する時系列ログを出力すること。
 - 2) 航空追尾
 - 2.1) 移動目標の機動を模擬すること。
 - 2.2) 航空機を用いた移動目標の追尾による位置情報の取得を模擬すること。
 - 2.3) 移動目標の位置情報の更新頻度等を出力すること。
 - 2.4) アセットの行動等の内部処理に関する時系列ログを出力すること。
 - 3) 衛星偵察
 - 3.1) 偵察衛星の軌道上の遷移を模擬すること。
 - 3.2) 偵察衛星による目標候補の探知を模擬すること。
 - 3.3) 目標の探知率等を出力すること。
 - 3.4) アセットの行動等の内部処理に関する時系列ログを出力すること。
 - 4) 戦力配分
 - 4.1) 目標情報の処理、攻撃目標の選定及び攻撃計画の作成を模擬すること。
 - 4.2) スタンド・オフ・ミサイル部隊の攻撃目標、射撃弾数、発射時刻、弾着時刻、照準位置等を出力すること。
 - 5) 測位情報提供
 - 5.1) 測位衛星の軌道上の遷移を模擬すること。
 - 5.2) 地表上の位置及び高度に応じた測位衛星の観測を模擬すること。
 - 5.3) 時期並びに位置及び高度に応じた平均測位誤差等を出力すること。

- 5.4) アセットの行動等の内部処理に関する時系列ログを出力すること。
- 6) レーダー妨害
 - 6.1) 対レーダー装備を用いた防空レーダーへの電子妨害等による探知距離の縮減や防空レーダーの封止を模擬すること。
 - 6.2) 防空レーダーの性能縮減度合，妨害・封止期間等を出力すること。
 - 6.3) アセットの行動等の内部処理に関する時系列ログを出力すること。
- 7) スタンド・オフ・ミサイル攻撃
 - 7.1) スタンド・オフ・ミサイルの飛翔及び誘導を模擬すること。
 - 7.2) 防空システムによるスタンド・オフ・ミサイルの探知を模擬すること。
 - 7.3) 防空システムによるSAMの会合，スタンド・オフ・ミサイルの迎撃（撃墜）等を模擬すること。
 - 7.4) スタンド・オフ・ミサイルの終末誘導（攻撃目標の捕捉及び選定）を模擬すること。
 - 7.5) 攻撃目標自らが保有する自己防護手段によるスタンド・オフ・ミサイルへの対処を模擬すること。
 - 7.6) スタンド・オフ・ミサイルの攻撃目標への落達，着弾及び撃破を模擬すること。
 - 7.7) SAMによるスタンド・オフ・ミサイルの撃墜数・率並びにスタンド・オフ・ミサイルの攻撃目標への着弾数，攻撃目標撃破の可否，被害範囲等を出力すること。
 - 7.8) アセットの行動等の内部処理に関する時系列ログを出力すること。
- 8) 効果判定
 - 8.1) 交戦結果の観測を通じた攻撃目標の撃破状況の判定を模擬すること。
 - 8.2) 作戦目標の達成可否（再攻撃の要否）を出力すること。

A.3.4 総合分析機能

- a) 評価ケースに関するデータファイルを編集できること。
- b) ある評価ケースに基づき、作戦フローに沿ってタスク分析機能を連続で実行できること。
- c) 必要に応じ、作戦フロー上のタスク別分析の一部について、既存の分析結果データの読み込み等によって代替（スキップ）できること。
- d) 分析の実行状況をユーザーに提示できること。

A.3.5 評価支援機能

タスク分析機能の結果データを読み込み、集計等の統計処理を実施して、その結果を保存できること。

A.4 共通的な要求

- a) 最低限必要なランタイムを除き、周辺ソフトや周辺機器を必要としないこと。
- b) 各機能は独立したプログラムとし、並列で動作させるに当たって他の機能への影響を抑えられていること。
- c) オブジェクトプログラムのコピーによってインストールできること。
- d) タブキーやショートカットキーに対応するなど、ユーザー操作に配慮された作りであること。
- e) 取り扱うファイルは、標準的な形式・文字コードのテキストファイルとし、特に事情がない限りCSV又はJSON形式であること。
- f) データファイルの読み込み・保存に際して、データファイル間における対応・参照の不整合を検出できること。
- g) 入力に起因するエラーにより正常に動作できない場合、入力項目や推奨する対応を出力するなど、エラーを効率的に修正できること。
- h) 実行間にエラーが発生した場合、途中経過やエラー原因等の情報を出力すること。また、データファイル等の関係するファイルに悪影響を及ぼさないこと。
- i) ユーザーが明示的に指定したフォルダ又はファイルにのみアクセスすること。指定していないフォルダ及びファイルにアクセスしないこと。
- j) 表6を基準とする動作環境のもとで正常に動作すること。

表6 基本動作環境（基準）

OS	Windows 10 Enterprise LTSC
CPU	Intel Core i5 4コア, 1.4GHz 以上
グラフィックス	内臓(Intel Iris Xe)
メモリ	8GB
ストレージ	50GB

- k) 表7を基準とする動作環境のもとで、表8を基準とする規模で分析を実行したとき、1時間以内にシミュレーションが完了すること。

表7 想定動作環境（基準）

OS	Windows 11 Pro
CPU	Intel Xeon Gold 16コア, 2.8GHz以上
グラフィックス	NVIDIA RTX 2000 Ada 16GB
メモリ	512GB
ストレージ	500GB

表8 想定シナリオ規模（基準）

スタンド・オフ・ミサイル	10,000発
ISRT 航空機	10機
偵察衛星	10機
測位衛星	10機
固定目標及び移動目標	100目標
防空レーダー	10部隊
SAMシステム	10部隊